

6. 地域別募集内容

地域：タイ・バンコク

内容：①バンコク商談会、②インドネシア商談会 in バンコク

 ①、②は同時期に同じ会場で開催する商談会のため、併せての募集といたします。

◆はじめに

- ・ジェトロバンコク事務所ではタイの有望なバイヤーとタイ向け市場に販路を獲得・拡大されたい日本企業様を対象にバンコク都内で2日間の商談会を行います。2025年度のレストラン調査では日本食レストランの店舗数が5,781店舗を記録し、日本からタイへの農林水産物の輸出額は735億円を記録しております。（前年度比17.1%増）
- ・今回はジェトロジャカルタ事務所と共催でインドネシアから日本食の購買に関心の高いバイヤーを招聘し、同時、同会場で「インドネシア商談会 in バンコク」を併催します。インドネシア市場へご関心のある企業様からのお申し込みもお待ちしております。ぜひ奮ってご参加いただけますと幸いです。

<①バンコク商談会>

◆基本情報

会期・会場：2027年2月3日（水）・4日（木）（予定）・バンコク都内

主催：ジェトロ

参加バイヤー：タイの食品輸入卸事業者、小売店、飲食店等（日・タイ系他）

◆募集企業数 40社程度

◆スケジュール（予定）

2026年10月 採択通知（予定）

10-11月 カタログ作成・準備、出品者説明会

1月 バイヤーとのマッチング（商談セット）

2月 バンコク商談会

◆対象商品

日本産食品全般。特にこれまでタイへ輸入されていない食品は有望。

※常温・冷凍品。冷蔵品は酒類のみ対象。

※賞味期限が6か月以上。

◆対象要件

- ・タイ語表示対応をはじめ、タイの輸入規制に対応できること。
タイの輸入規制の詳細は[タイの食品輸入規制等について](#)をご確認ください。
- ・会期中、出展ブースに商談が出来る者が最低1名常駐できること。

◆出品者選考について

- ・ご登録いただいた情報をもとに、バイヤーの選定結果を踏まえてジェトロが出品者を選考します。選考の詳細は回答致しかねますが、これまでタイ国内で取引がなく、輸出可能な新規商品を含む場合は優先します。

◆特徴

事前マッチング商談及び回遊型商談の同時実施

- ・招待するバイヤーへ出展者の商品情報やカタログを送付し、商談希望出展者を選んでいただき、事前マッチングを行います。
- ・本商談会に初めて参加する出展者に限定して、ご希望の方には日タイ通訳の手配を無料で行います。

◆カタログ掲載商品数 Step2でJapan Streetにご登録いただいた商品のうち、最大3商品まで。

◆昨年度の様子→[ジェトロ、バンコクで食品商談会開催、「輸出×海外展開×インバウンド」の相乗効果](#)

6. 地域別募集内容

地域：タイ・バンコク

内容：①バンコク商談会、②インドネシア商談会 in バンコク

<②インドネシア商談会 in バンコク>

※インドネシアバイヤー向けの商談会ですが、バンコクでの開催となりますのでご注意ください。

①のバンコク商談会と同時開催となり、①②共に申込みいただくことも可能です。その場合は、出展ブースにインドネシアバイヤーへの対応が可能な旨の記載をいたします。

◆基本情報

会期・会場：2027年2月3日（水）・4日（木）（予定）・バンコク都内

主催：ジェトロ

参加バイヤー：インドネシアの食品輸入卸事業者

◆募集企業数 20社程度

◆スケジュール（予定）

2026年10月 採択通知（予定）

10-11月 カタログ作成・準備、出品者説明会

1月 バイヤーとのマッチング（商談セット）

2月 バンコク商談会

◆対象商品

日本産食品全般。

※常温・冷凍品。冷蔵品は酒類のみ対象。

※加工食品については、残存賞味期限が全体の2/3以上あることが法令上定められています。インドネシア到着時に概ね6か月以上残存していることが望ましいです。

※ハラール認証については、生鮮品等一部を除くすべての商品に対し取得が必要となるため、インドネシアで有効な認証を取得している商品や、ノンハラール表示を付したノンハラールな成分や工程を含む商品が輸入可能。（ノンムスリム向けの商品への引き合いもあるため、認証必須ではない。）

※2026年10月までは、輸入品に対するハラール認証表示義務が猶予されていますが、10月以降は完全義務化、すなわちノンハラールな成分や工程を含まないがハラール認証を取得していない商品については、法令上商流が止まる可能性があります。運用状況が流動的であることをご承知おきください。なお、最新の状況についてはジェトロビジネス短信等でご確認ください。

◆対象要件

- ・ インドネシア語表示対応をはじめ、インドネシアの輸入規制に対応できること。
- ・ **上記ハラール認証の他、輸入枠のあるものや商品登録手続きに長期間要するものがあるため、インドネシア農林水産物・食品品目別輸出ガイドを必ずご確認ください。**
- ・ 会期中、出展ブースに商談が出来る者が最低1名常駐できること。

◆出品者選考について

- ・ ご登録いただいた情報をもとに、バイヤーの選定結果を踏まえてジェトロが出品者を選考します。

◆カタログ掲載商品数 Step2でJapan Streetにご登録いただいた商品のうち、最大3商品まで。

◆特徴

商談の事前アポイントメントの実施

- ・ 招待するバイヤーへ出展者の商品情報やカタログを送付し、商談希望出展者を選んでいただき、事前マッチングを行います。参加バイヤーには日英通訳者を手配する予定です。

<展示する食品サンプルについて（①バンコク商談会、②インドネシア商談会共通）>

！ 商談会にて展示する食品サンプルの輸送は出品者対応となります。

- ・ サンプル輸送を行うにはサンプルFDA登録（タイ）が必要になります。
- ・ サンプル輸送を輸送委託事業者に依頼する場合は、一般的に下記の費用が発生します。
 - ・ 航空運賃
 - ・ 取扱い手数料（FDA除外申請・輸出入通関・書類作成含む）、
 - ・ （品目ごとに）動物・植物検疫費用、水産物衛生証明、アルコール除外申請
 - ・ ご希望の場合は、輸送委託事業者を採択通知後にご紹介いたします。